

平成17年11月18日発行

* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（創刊号）

< 創刊号の主な話題 >

経営所得安定対策等大綱が決定！！（10月27日）

認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況(17年9月末現在)

集まれ担い手！第8回全国認定農業者ふくしまサミット開催（10月27・28日）

担い手育成・品目横断的経営安定対策メールマガジンの創刊にあたって

経営局長 井出 道雄

去る10月27日、長い期間議論、検討されてきました品目横断的経営安定対策の対象要件等を「大綱」という形で決定いたしました。

この品目横断的経営安定対策は、これまでの全農家を対象にした品目ごとの対策から転換し、やる気と能力のある担い手に集中して実施するものであり、まさに農政の大転換と言えるものです。今後、着実に担い手の育成が進まなければ、我が国の農業の将来はないといっても過言ではありません。

この新たな対策の導入を成功させるためには、国、都道府県、市町村、JA、農業委員会、普及センター、集落リーダーといった全国各地において推進する立場にある関係者はもとより、農業者の方々さらには消費者の方々も含め、対策の内容や対策の対象となる担い手の育成の取組の状況について、常に最新の情報を共有、交換することが必要不可欠です。

この対策は19年産からスタートしますので、加入に向けた取組は、この冬にかけての農閑期が勝負となります。従来のように、国、都道府県、市町村、集落といった段階を経た情報の伝達ではとても間に合いません。瞬時に全国の関係者の中で最新の情報を共有しながら、一致団結して進めていく、そのためのツールとして、このメールマガジンを発刊することといたしました。

具体的には、担い手の育成に関する有益な情報や優良事例、全国各地からの疑問や質問に対する回答などを関係者が共有できるような内容にしたいと考えています。どうか、できるだけ多くの方々に登録していただくとともに、身近な方々にも、是非このメールマガジンの利用を呼びかけていただくようお願いいたします。また、疑問や質問などもどしどしお寄せ下さいますようお願いいたします。

読者の皆様方とともに、このメールマガジンが活性化するよう期待しています。

経営所得安定対策等大綱が決定！！（10月27日）

品目横断的経営安定対策をはじめとする農政の主要課題について、農林水産省の考え方をとりまとめた「経営所得安定対策等大綱」が10月27日に決定されました。

http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/index.html

品目横断的経営安定対策の概略

< 対策の内容 >

諸外国との生産条件格差是正対策

- ・ 対象品目（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）
- ・ 過去の生産実績支払と当年の生産量、品質支払を組合せ
- ・ 支援水準は「担い手の生産コスト - 販売額」として客観的に算定（支援水準は来年夏に決定）

収入の変動による影響緩和対策

- ・ 対象品目（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）
- ・ 当該年の減収の一定割合（9割）を積立金（拠出割合 政府3：生産者1）の範囲内で支払

< 対象者 >

担い手

認定農業者（経営規模 都府県4 ha以上、北海道10ha以上）

特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織（経営規模 20ha以上）

経営規模の特例

- ・ 中山間地域等物理的制約に応じた特例
- ・ 転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織に対する特例
- ・ 複合経営等所得に応じた特例

「品目横断的経営安定対策のポイント」も是非ご覧ください。

（対策の概要をまとめたパンフレットです。雪だるまの表紙が目印。）

http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf

認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況(17年9月末現在)

17年9月末現在の認定農業者等の認定数が公表されました。

- ・ 認定農業者 192,941（17年4～9月の新規認定数 5,228）
- ・ 特定農業法人 304（17年4～9月の新規認定数 23）
- ・ 特定農業団体 166（17年4～9月の新規認定数 27）

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/noukei/nintei.htm>

都道府県別認定農業者数新規認定数ベスト3（17年4～9月）

< 第1位 > 北海道 1,469経営

< 第2位 > 山形県 209経営

< 第3位 > 鹿児島県 208経営

経営所得安定対策等大綱に係る説明会を全国各ブロックで開催

11月7日～11月17日の間に、経営所得安定対策等大綱のブロック説明会が、全国各ブロックにおいて開催されました。説明会では、説明者である農林水産省幹部と各県担当者等との間で活発な質疑等が交わされました。今後は、この説明会の内容を受けて、新たな経営安定対策等の浸透に向け、各地域で説明会や担い手育成に向けた戦略的な取組が行われていくこととなります。

「新たな経営安定対策を踏まえた土地利用型農業の担い手育成・支援マニュアル」説明会を開催（11月11日）

11月11日、全国担い手育成総合支援協議会（事務局：全国農業会議所、全国農協中央会）は、新たな経営安定対策を踏まえた土地利用型農業の担い手育成・支援にむけた取組を実務的に進めていくためマニュアルを作成し、都道府県担い手育成総合支援協議会の担当者等を対象に、このマニュアルの説明会を開催しました。

集まれ担い手！第8回全国認定農業者ふくしまサミット開催（10月27・28日）

10月27・28日、第8回全国認定農業者ふくしまサミット（主催：ふくしまサミット実行委員会）が、福島県郡山市において、全国各地の認定農業者、集落営農組織の代表等約3,000人が参加し、開会式には宮腰農林水産副大臣も出席され、盛大に開催されました。

全国認定農業者ネットワーク設立（10月27日）

10月27日、全国認定農業者ネットワーク（愛称：いきいきファーマーズ倶楽部）が、現在組織化されている16県の認定農業者組織を会員として設立されました。今後、認定農業者の仲間づくり運動など、「認定農業者の全国組織」としての活動に大きな期待が寄せられています。

北海道で認定農業者数が大幅に増加！！

北海道では、17年4～9月の間に、主に十勝、網走など畑作地帯での認定が進んだことから、新規認定農業者数が約1,500となり、早くも17年度の目標数1,700に達する勢いです。道庁、道農業会議、JA道中央会等、関係機関が一体となった地域への指導が成果をあげています。

北海道庁農業経営課HP

<http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-nkzai/keiei/top5>

北海道担い手育成総合支援協議会HP

<http://www.hca.or.jp/ninaitekyou/ninaitekyou.htm>

< セミナーのお知らせ >

新農業者年金加入推進セミナーの開催(11月29日)

11月29日(火)13時から、「魅力ある年金！自信を持って進めよう加入推進」と題して、全国の「のうねん倶楽部」の皆さんを対象とした、新農業者年金加入推進セミナーが東京都内の浅草ビューホテルにて開催されます。

主催：全国農業者年金連絡協議会

問合せ先：全国農業会議所 03-5251-3906

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

このコーナーでは、皆さんから、担い手育成や品目横断的経営安定対策等に関する質問を受け付けます。keiei_seisaku@nm.maff.go.jp まで質問をお寄せください。(質問には、氏名、住所、職業をお願いします。)

なお、よく聞かれる質問とその回答をまとめた Q & A 集を近日中に農林水産省担い手ホームページに掲載する予定ですので、こちらもお覧ください。

大綱も決定し、19年産からの品目横断的経営安定対策の導入を控え、担い手育成・確保に向けた活動は、今後一層強力に推進していく必要があります。本メールマガジンは、全国各地における担い手育成の活動についての情報提供と情報交換の場となるよう企画したものです。

今後、このメルマガを担い手育成・新たな対策導入の推進に役立つよう、磨き上げていきたいと考えております。皆様からのご意見、ご要望、また、情報などを下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行(週1回程度))

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

農林水産省担い手ホームページもお覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>